

# ジムインテグレ利用規約（会員様控え）

## 第1条 【適用範囲】

本規約は、大分県別府市上田の湯町16-36 ホテル白菊内を所在地とするジムインテグレ(以下総称して「ジム」といいます。)\*でのサービスの利用に関し適用されるものとします。

## 第2条 【運営】

当ジムの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の取受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は本部であるスタジオインテグレが行います。

## 第3条 【会員制度】

- ジムは会員制とします。
- ジムに入会する際は、本契約への承諾と入会申込を提出し、利用契約等の諸契約を締結すること定める会費・入会諸費用をお支払いいただくことにより当ジムの入会が認められ、施設を利用することができます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。
- 未成年者が入会を希望する場合は、所定の入会同意書に本人とその親権者が連署の上、入会手続きを行うものとします。この場合親権者は、自らが会員になった場合と同様に本規約に基づき責任を本人と連帯して負担し、本規約第16条に定める危険負担と当ジムの免責につき同意するものとします。
- 会員は、本規約(第21条により改定されたもの)を含みます。)、ジムが入居する施設内の諸規則を含め全て遵守しなければなりません。

## 第4条 【入会資格】

次の各号のいずれかに該当する者はジムの会員になることはできません。

- 本規約及び施設内の諸規則を遵守できない者
- 入会申込書等に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- 刺青、タトゥーのある者で、ジム内においてタトゥーの露出を一歳行わないことに同意できない者
- 過去または現在において暴力団または反社会勢力に属し、またはそれらに属するものと関係を有する者
- 医師等により運動を禁じられている者
- 伝染病、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- 所属する学校または団体においてフィットネスジムへの入会が禁じられている者
- 未成年でジムの入会に関して親権者の同意を得られない者
- 本規約に同意できない者
- その他、本部またはジムが会員としてふさわしくないと判断した者

## 第5条 【資格停止及び除名】

当ジムは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 当ジムの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。  
(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- 当ジムの施設を故意に毀損したとき。
- 本規約、その他当ジムが定める規則に違反したとき。
- 当ジムの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 当ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。
- その他当ジムが、社会通念に照らし、当ジム会員としてふさわしくないと認めたとき。

## 第6条 【会員資格の喪失】

会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。会員が資格を喪失した場合には、第8条に規定する会員カードその他当ジムから貸与されている物品がある場合には速やかに返還して頂きます。

## 第7条 【会員資格の譲渡禁止】

会員は、その会員資格を他に譲渡・相続することはできません。

## 第8条 【会員カード】

当ジムは、会員に対して会員カードを貸与します。なお、会員が当ジム及びホテル白菊施設を利用しようとするときは、会員カードを提示しなければなりません。尚、会員カードを紛失した場合は、再発行料として3,000円お申し受け致します。

## 第9条 【会費等の支払】

会員は、当ジムの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の金額、支払期限、支払方法等は当ジムが定めるものとします。(月会費は、会員が当ジムの会員資格を有する限り、現実には当ジムの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)月会費は会員が当ジムを所定の手続きを経て退会しない限り、入会時にお支払い頂いた支払方法によって継続してお支払い頂くものとします。年会費についても会員が当ジムを所定の手続きを経て退会しない限り、入会初年度は入会時、翌年以降は毎年4月にお支払い頂くものとします。

## 第10条 【休業】

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当ジムに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。当ジムの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。一度の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会最終月の10日までに復帰の申し出がない場合には自動的に退会の処理をいたします。

## 第11条 【会員種別の変更】

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当ジムに所定の変更届を提出することにより翌月から会員種別を変更することができます。当ジムの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

## 第12条 【退会】

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当ジムに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。10日を過ぎた場合は、当ジムの事務手続き上、翌月末日扱いになります。当ジムが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

## 第13条 【ビジターの利用】

当ジムは、会員の同伴により会員以外の方（以下「ビジター」といいます）に当ジムを利用させることができます。ビジターは、当ジムの施設を利用するにあたり、本規約第16条に準ずるものとします。前項の規定にかかわらず、本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの料金、その他に関する規則は別に当ジムが定めます。

## 第14条 【休業】

当ジムは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他当ジムの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

## 第15条 【施設の廃止・利用制限等】

当ジムは、次の事由により当ジムの一部または全部を閉鎖または臨時休業をすることができます。

- 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当ジムの業務遂行に支障があるとき。
- 施設の改造または補修工事実施のとき。
- 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

## 第16条 【会員の利用及び事故】

会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、当ジムの施設を利用するものとします。

当ジムは、会員が当ジムの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当ジムの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の当ジム内外でのトラブルについても同様とします。

会員は、当ジムにおいて、技量を越えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、当ジムの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

## 第17条 【責任事項】

会員は、当ジムが会員制であることを認識し、非会員が同伴した場合、同伴した非会員の当ジム内における行為、事故等一切につき、連帯責任を負うものとします。

## 第18条 【変更事項】

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

## 第19条 【諸費用の改定】

当ジムは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当ジムは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当ジムホームページにて会員に告知するものとします。

## 第20条 【細則】

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当ジムが定めるものとします。

## 第21条 【改定】

本規約の改定及び変更は当ジムにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、当ジムが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び当ジムホームページにて会員に告知するものとします。

## 第22条 【附則】

本規約は2022年3月1日より施行します。

## 【プライバシー・ポリシー】

個人情報とは、氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等により、特定のお客様を識別することができる情報をいいます。

### 【個人情報の収集】

当施設は、サービスを提供するために、必要な範囲内で、適法かつ適正な方法によりお客様の個人情報を収集致します。

### 【個人情報の利用】

施設は、お客様からお預かりした個人情報は、お客様の同意なしに各収集目的以外での利用は致しません。

### 【個人情報の管理】

施設は、お客様からお預かりした個人情報は、適切かつ慎重に管理し、漏洩、改ざん、紛失等がないよう適正な管理に努めます。

### 【個人情報の開示】

施設は、お客様からお預かりした個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本人の同意なく第三者に提供、開示致しません。ただし、あらかじめ施設との間で秘密保持契約を締結している業務委託先、および関係会社に必要な範囲内において開示する場合、法令に基づき施設が開示を求められた場合、司法または行政機関から開示を求められた場合は、この限りではありません。また、お客様からお預かりした個人情報の確認をご本人が希望される場合は合理的な範囲で対応致します。

### 【個人情報の削除・変更】

施設は、お客様からお預かりした個人情報に対して、ご本人より情報の変更、削除のお申し出があった場合は、お客様の意思を尊重し、必要な本人確認を行い合理的な範囲で必要な対応を致します。

---

## ■ 会費決済について

入会申し込み後、ご案内しますオンラインカード決済ページより、カード情報等ご入力の上、会費の決済をお済ませください。2ヶ月目（年会費は2年目）以降は自動的に決済されます。

（決済時に通知メールが送られます）

セキュリティ上、当ジムではお客様のカード情報は保有いたしません。

提携する決済代行会社「株式会社 Robot Payment」でのご決済となります。

月会費は毎月30日に翌月分月会費の決済、年会費につきましては入会時に初年度、翌年以降は4月に決済を行います。

## ■ ジムのご案内

営業時間 6：00 ～ 22：00

定休日 なし

（営業時間等に変更があった際には別途ご案内いたします。）

スタッフ受付可能時間 11：00 ～ 21：00

※スタッフに御用の際は必ず事前にご予約をお願いいたします。

種別変更手続き日毎月10日 → 翌月1日より適用

休会手続き日毎月10日 → 翌月1日より休会※1

退会手続き日毎月10日 → 当月末日にて退会

各種手続きはメール・LINEでも受け付けております。対面をご希望の場合には事前にご予約ください。

※1一度の届出による休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会最終月の10日までに復帰の申し出がない場合には自動的に退会の処理をいたします。

年 月 日

ご署名

---